

江別市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年6月29日
条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が設置する地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設(以下「施設」という。)に係る指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者になろうとする団体を公募しなければならない。

- (1) 施設の概要
- (2) 申込みの資格(以下「申込資格」という。)
- (3) 申込みを受け付ける期間(以下「申込期間」という。)
- (4) 次条各号に掲げる書類の内容
- (5) 選定の基準
- (6) 管理の基準
- (7) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (8) 利用料金に関する事項
- (9) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (10) その他市長等が別に定める事項

(申込み)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を申込期間内に市長等に提出して、その申込みをしなければならない。

- (1) 申込資格を有していることを証する書類
- (2) 管理業務の計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長等が別に定める書類

(選定方法及び選定基準)

第4条 市長等は、申込期間内に前条の申込みをした団体(以下「申込者」という。)があったときは、申込資格を有する申込者のうちから、次に掲げる選定の基準に照らし、施設の管理を行うに当たり最も適当と認める団体を、指定管理者となるべき団体として選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 前条第2号の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 前条第2号の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及

び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(4) 前条第3号の収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

(5) その他市長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準
(選定結果の通知)

第5条 市長等は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申込者に通知しなければならない。

(再度の選定)

第6条 市長等は、前条の規定による通知をした後、第4条の規定により選定した団体(以下「被選定者」という。)を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、申込者(当該被選定者を除く。)の中から再度同条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

(公募によらない選定)

第7条 市長等は、第4条各号に掲げる基準を満たすもので、施設の性格、事業の内容、規模等により、その管理を行わせることにより設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると思われる団体があるときは、第2条の規定にかかわらず、当該団体を被選定者とすることができる。

2 前項の規定により被選定者とするときは、市長等は、あらかじめ当該団体に第3条各号に規定する書類を提出させるものとする。

(指定管理者の指定)

第8条 市長等は、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該議決に係る被選定者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第9条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長等と施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 業務計画に関する事項

(3) 利用料金に関する事項

(4) 本市が支払うべき管理費用に関する事項

(5) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(6) 事業報告等に関する事項

(7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(8) その他市長等が別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第10条 市長等は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期的に、若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第 11 条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責任を負わない。

3 第 6 条の規定は、第 1 項の規定による指定の取消しについて準用する。

4 第 8 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第 12 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 利用に係る料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) その他市長等が別に定める事項

(原状回復義務)

第 13 条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は第 11 条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は当該施設の設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 14 条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は当該施設の設備をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。